

## ◆災害に強いみちづくり事業費

### 1. 事業概要

平成23年に発生した東日本大震災では、緊急時に迅速な避難、物資輸送、医療・応急活動を円滑かつ確実に実施するための緊急輸送道路ネットワークの重要性が再認識され、特にこれらの道路については、豪雨や豪雪、地震災害に対して強い道路とする必要があります。

よって、平常時・災害時問わず、山形県内の主要な交通を担う県管理道路において、落石防止対策及び斜面崩壊対策を実施することで、災害による道路の寸断等による集落の孤立や広域迂回を防止し、緊急輸送道路及び孤立危険集落アクセス道路の安全安心な交通の実現を図ります。

### 2. 令和5年度実施内容

実施予定箇所数

- (1) 落石防止対策 7箇所
- (2) 斜面崩壊対策 18箇所



## ◆事例紹介 : 落石防止対策 斜面崩壊対策

(1) 落石防止対策 (主) 藤島由良線 (鶴岡市油戸地内) 擁壁工+落石防護柵工



落石状況



対策前



対策後

(2) 斜面崩壊対策 (主) 蔵王公園線 (山形市蔵王温泉地内) 擁壁補修+上法面の植生



対策前



対策後

## ◆道路除雪費

### 1. 事業概要

県内全域が豪雪地帯に指定されている雪国山形県において、道路除雪は冬期間の交通や物流を確保するために必要不可欠で、県民生活にも直接的に影響する非常に重要な業務です。

県管理道路の除雪業務は、管理延長のうち、車道は約9割、歩道は約6割を除雪路線として設定しています。

県内を51工区に分割して業務委託契約を締結し、約1,200人の除雪オペレーター（運転手）が、冬期間の交通確保のために尽力しています。

### 2. 令和4年度実施内容（参考）

- 車道除雪延長 L=2,750km
- 歩道除雪延長 L=1,230km
- 除雪機械台数
  - ・車道除雪用機械 365台  
(県所有314台、民間所有51台)
  - ・歩道除雪機械 205台  
(県所有199台、民間所有6台)
  - ・凍結抑制剤散布車 53台  
(県所有50台、民間所有3台)



車道除雪状況

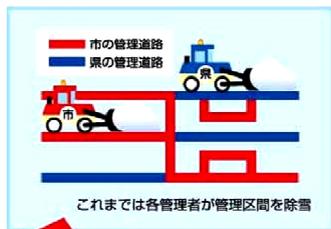


歩道除雪状況

## ◆道路除雪における様々な取組み

### (1) 市町村との除雪路線の交換

#### 【交換除雪イメージ】



県と市町村の間で、除雪作業が効率的となる路線を選定、交換し、空走距離の縮減による効率的な除雪作業を行う。



### (2) ふれあいの道路愛護事業 (歩道除雪ボランティア支援)



### (3) 除雪オペレーター担い手確保支援事業

県が管理する道路の除雪を行う事業者に対し、安定した除雪業務の担い手となる除雪オペレーターを育成し、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、大型特殊免許の取得等に対して費用の一部を補助します。

#### 1 補助の対象となる事業者

- ・山形県の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）の役務において除排雪業種に記載されている事業者

#### 2 補助の対象となるオペレーター

- ・上記1における事業主、役員及び従業員で、交付申請日において普通自動車免許（AT限定を含む。）を所持している55歳以下※の方  
※令和5年4月1日時点

#### 3 補助の対象となる経費

- (1) 大型特殊免許の取得に関して
- ・入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料
- (2) 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習に関して
- ・講習会受講費及び教材料
- (3) 除雪機械管理施工技術講習会に関して
- ・講習会受講費及び教材料

**(1) から (3) に要した費用の1/2以内、上限額5万円**

※補助対象となったオペレーターは、交付年度から起算して3年間、県管理道路の除雪業務に就いていただくこととなります。



## ◆盛土災害防止対策事業費

### 1. 事業概要

静岡県熱海市において、令和3年7月に発生した盛土崩壊による土石流災害を受け、「宅地造成等規制法」が改正され、国土交通省と農林水産省の共管法として、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和4年5月27日に公布されました。（令和5年5月26日施行予定）

この盛土規制法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「規制区域」として指定するため、令和5年度より「規制区域」指定のために必要となる「基礎調査」を実施します。

### 2. 改正の概要

#### (1) スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

#### (2) 盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査、[3]工事完了時の完了検査を実施 等

#### (3) 責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

#### (4) 実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等

## ◆規制区域のイメージ

### 改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>

### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

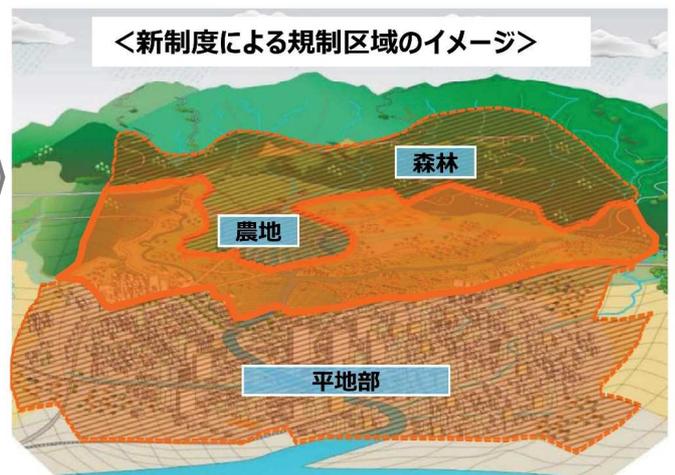
※（下線部）：規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、  
土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定



<新制度による規制区域のイメージ>